

### 3 実際に過去問を勉強する

Q7 「過去問学習の上手なやり方は？」

A 「とにかくまずはやりましょう！」

- ・過去問は合計約 2850 問もある
- ・やらなければならない
- ・面倒だけれどもコツコツ続けて習慣化する

Q8 「過去問はどう進めていけばいいですか？」

A 「過去問学習の際に想定される作業項目とそのポイントを考えてみましょう！」

作業①：問題を読む、解く

- ・最初は、「解けない」のは当たり前。解くより読む＝「過去問でインプット」
- ・組合せや穴埋め問題等では、全て確認・検討

作業②：解説を読む

- 読み方に注意（Q9 参照）

作業③：解説等記載の条文を読む

- 読み方に注意（Q9 参照）

作業④：別テキスト（基本書、判例集、択一六法等）に戻って確認

- （基礎知識がない間は、）時間がかかる。仕組み・工夫を考えることも重要
- 例えば
  - ・2 周目以降で実践
  - ・先に進み、ノルマ達成後に時間があれば戻って実践、なければ2 周目以降

作業⑤：解説等記載の知識を別テキストに書き込む、まとめる＝情報集約、一元化

- （基礎知識がない間は、）時間がかかる。仕組み・工夫を考えることも重要
- ・2 周目以降で実践
- ・文章ではなくキーワードと該当ページ数のみ書き込む

作業⑥：別テキストで知識確認（予習）してから過去問にとりかかる

- （基礎知識がない間は、）時間がかかる。仕組み・工夫を考えることも重要
- ・省略する。「解けない」のは当たり前。解くより読む＝「過去問でインプット」

作業⑦：それまでの過去問の勉強の復習をする

- 時間がかかる。仕組み・工夫を考えることも重要
- 例えば

- ・2 周目以降を復習と捉える。その代わり、1 周に時間をかけすぎないようにする
- ・ノルマ達成後に時間があれば復習にあてる、なければ2 周目以降を復習とする

Q9 「過去問やればいいんですよね？やってもできるようにならないのですが？」

A 「問題文や解説等を漫然と読んでいませんか？考えながら読む視点を持ちましょう！」

視点①：知識の問われ方を意識する

→例えば

- ・単純知識型：条文、判例、条文判例以外の基礎知識をそのまま問う問題
- ・当てはめ型：基礎知識を前提に具体的事例への当てはめを問う問題
- ・複雑型：複数の単純知識型、当てはめ型を問う問題
- ・論理型：複数の見解の根拠、批判、帰結等を問う問題

視点②：単純知識型は、問題文や解説等記載のポイントを意識＝漫然と全体を読むのはNG

→例えば

- ・条文をそのまま問う問題

(民法 司 R04-04/予 R04-02)

取消しに関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

オ. 取消権は、取り消すことができる行為をした時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。

(解説)

オ. ×

126 条は、「取消権は、追認をすることができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。行為の時から20年を経過したときも、同様とする」と規定する。したがって、取消権は、取り消すことができる行為をした時から5年間行使しなかったとしても、時効によって消滅することはない。

- ・判例をそのまま問う問題

(民法 司 R04-28/予 R04-13)

事務管理に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。

ウ. 管理者が本人の名でした法律行為の効果は、事務管理の効果として直接本人に帰属する。

(解説)

ウ. ×

697 条1項は、「義務なく他人のために事務の管理を始めた者（以下この章において『管理者』という。）は、その事務の性質に従い、最も本人の利益に適合する方法によって、その事務の管理（以下『事務管理』という。）をしなければならない」と規定するところ、判例（最判昭36.11.30）は「事務管理は、事務管理者と本人との間の法律関係を謂うのであって、管理者が第三者となした法律行為の効果が本人に及ぶ関係は事務管理関係の問題ではない。従って、事務管理者が本人の名で第三者との間に法律行為をしても、その行為の効果は、当然には本人に及ぶ筋のものではなく、そのような効果の発生するためには、代理その他別個の法律関係が伴うことを必要とするものである」としている。したがって、管理者が本人の名でした法律行為の効果は、事務管理の効果として直接本人に帰属することはない。